

令和 3 年 12 月 7 日

第 9 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

12月7日（初日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 議案第71号 南知多町指定金融機関の指定について
- 日程第5 議案第72号 知多南部衛生組合理約の変更について
- 日程第6 議案第73号 南知多町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第7 議案第74号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第75号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第76号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第77号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第78号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第12 議案第79号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第80号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第81号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第82号 令和3年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 請願第5号 「年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男

9番 藤井満久

10番 吉原一治

11番 榎戸陵友

12番 石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	滝本恭史	総務課長	内田純慈
防災危機管理室長	石黒俊光	税務課長	神谷和伸
企画財政課長	滝本功	まちづくり推進室長	高田順平
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	住民福祉課長	宮地利佳
保険年金室長	山下忠仁	健康介護課長	田中直之
健康子育て室長	相川和英	環境課長	富田和彦
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木茂夫
学校教育課長	鈴木和芳	社会教育課長	森崇史
学校給食センター所長	山本剛資	会計管理者兼会計課長	山本有里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保美保	主査	小坂有一
--------	-------	----	------

[開会 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を12月定例町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨日からの少しまとまった雨もあり、師走に入り、日に日に寒さが増しております。また、懸念されるオミクロン株、連日情報が錯綜しており、ややもすると不安をあおるような報道にも聞き取れますが、昨日臨時国会が召集されており、私たちに安心・安全、そして不安を払拭する補正予算の早期成立を望むところでございます。

そんな中で、一昨日の皇室行事、優しくほほ笑んでの成年行事、多くの皆さんが穏やかな気持ちに包まれた一日を過ごしたのではないのでしょうか。

そして、皆様には、令和3年うし年最後の今日からの定例町議会、円滑な議会運営に御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第9回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告をさせていただきます。

監査委員より、令和3年8月から10月までの例月出納検査結果報告の提出がありました。

また、教育委員会教育長より、南知多町教育委員会活動の点検及び評価の結果に関する報告の提出がありました。

あわせて、議案と共に送付しておりますので、御了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において12番、石黒充明議員、1番、森宏子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、御報告させていただきますとともにお願いを申し上げます。

9月までは第5波の影響により感染が拡大し、大変厳しい状況でしたが、皆様の日常的な感染予防の徹底とワクチン接種の推進などにより、10月以降、本日までの感染者は4名と落ち着いております。

町民の皆様におかれましては、年末年始を迎え、人の集まる機会が多くなるかと存じますが、引き続き手指消毒の徹底、3密の回避や換気を行うなど、感染予防に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、町医師会の協力を得ながら、集団接

種、個別接種と進めてまいりました。1・2回目の接種につきましては、集団接種は11月20日の日間賀島で、個別接種は11月26日の大岩医院をもって終了いたしました。

皆様の御協力により、11月末時点の接種者は、1回目接種で1万4,055人、接種率89.1%、2回目接種で1万3,922人、接種率88.3%となっております。

今後、ワクチンの3回目の接種を実施いたしますので、接種を受けていただくとともに、感染状況によってはさらに必要な対策を講じてまいりますので、平穏な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻せるよう、今までと同様、深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、小・中学校の学校規模適正化・適正配置につきまして御報告申し上げます。

小学校につきましては、大井小学校と師崎小学校の統合校、みさき小学校の令和4年4月開校に向けて、小学校再編委員会を中心に、検討・準備などを進めております。児童・保護者の皆様、地域住民の皆様、両校教育関係者の皆様には、深い御理解と御協力を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

みさき小学校の開校に向け、教育目標の制定をはじめ、スクールバスの運行計画の作成などを進めております。また、両校の閉校記念式典及びみさき小学校の開校記念式典も計画してまいります。

中学校につきましては、去る7月に中学校再編に向けてのアンケート調査を実施いたしました。その結果を踏まえて、中学校再編実施計画の素案を作成し、9月に町内5地区で保護者意見交換会を開催しました。そこでいただいた御意見などを基に、町総合教育会議において中学校再編実施計画（案）を決議し、パブリックコメントを募集、住民説明会を開催いたしました。

こうしていただきました御意見を基に、10月26日の町総合教育会議において南知多町立中学校再編実施計画を策定いたしました。

この計画を実施するに当たり、大きな変化を経験することになる児童・生徒、保護者の皆様からは、今後も疑問や御心配な点などをお聞きし、できる限りのサポートをしながら進めてまいります。何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、師崎層群深海生物化石発掘調査につきまして御報告いたします。

10月21日から24日まで、大字山海地内におきまして、あいちに自然史博物館を！協議会による師崎層群深海生物化石発掘調査が行われました。世界的にも珍しい深海生物の化石鉱脈として師崎層群の注目度は高まっており、県内外から集まった研究者、約30名

が調査に携わりました。

そして、調査最終日の24日には、山海ふれあい会館にて、大村愛知県知事をお招きし、報告会や現地視察が行われました。

これまでに発見された化石は、発光器や目など、通常は化石として残りにくい軟らかい部分も残っている貴重なハダカイワシの仲間の化石や、ほかにも貴重な化石が確認されているとのことでございます。テレビや新聞、ネットニュースで報道され、テレビの特集番組も生まれ、師崎層群深海生物化石の重要性や価値を再認識いたしました。

最後に、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税について御報告いたします。

企業版ふるさと納税につきましては、町策定の地域再生計画の認定が必要となっており、国に対して認定申請をしておりましたが、11月26日に正式に認定されました。

これに伴いまして、町外の企業からの本町に対するふるさと納税を受け入れることができるようになります。

第7次南知多町総合計画の基本施策に合致する事業に活用するために、多くの企業に南知多町を応援していただけるよう、ホームページなどでPRを行ってまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を説明いたします。

本日提出させていただきます案件は、南知多町指定金融機関の指定についてをはじめ12議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第71号の南知多町指定金融機関の指定につきましては、公金の収納及び支払事務につきまして、指定金融機関を指定するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第72号の知多南部衛生組合規約の変更につきましては、令和4年度以降に知多南部衛生組合のごみ焼却施設を解体することに伴い、規約を変更することについて協議するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第73号の南知多町森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林環境譲与税を基金として積み立て、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、条例を制定するものであります。

議案第74号の南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における負担を軽減し、利便性向上や手続の簡略化を図ることを目的

に署名押印を廃止するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第75号の南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、出産育児一時金の支給額及び加算額を変更するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第76号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年4月1日から未就学児の国民健康保険税被保険者均等割額の軽減措置が講じられることになったため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第77号の南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町立内海中学校、豊浜中学校、師崎中学校及び日間賀中学校を統合するに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第78号は、令和3年度南知多町一般会計補正予算（第10号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億628万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,288万8,000円とするものであります。

議案第79号は、令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,931万3,000円とするものであります。

議案第80号は、令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億302万5,000円とするものであります。

議案第81号は、令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ793万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,943万5,000円とするものであります。

議案第82号は、令和3年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、収益的支出の予定額を23万2,000円減額し、7億958万7,000円に、また資本的支出の予定額を497万3,000円減額し、2億9,650万2,000円とするものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(石垣菊蔵君)

町長。

○町長(石黒和彦君)

先ほどの議案第81号におきまして、金額でございますが、訂正させていただきたいと存じます。

令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算(第1号)、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973万5,000円を追加しに訂正させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。失礼しました。

○議長(石垣菊蔵君)

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 議案第71号 南知多町指定金融機関の指定について

○議長(石垣菊蔵君)

日程第4、議案第71号 南知多町指定金融機関の指定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(滝本恭史君)

[PDF 4ページ]

それでは、議案第71号 南知多町指定金融機関の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1の提案の理由です。公金の収納及び支払事務について、地方自治法第235条第2項の規定に基づき、指定金融機関を指定するに当たり、地方自治法施行令第168条第2項により、議会の議決が必要であるからであります。

2の指定金融機関は、半田市星崎町三丁目39番地の10、知多信用金庫、代表理事、齋藤健一であります。

3の指定期日は、令和4年4月1日であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

2点質問します。

これは以前も確認したような感じもしますが、まずJAと比較して、知多信用金庫に替えようとしています。この決定的な理由は、どういう理由であったのかということ、これが1点。

それから2点目ですが、令和3年度の指定金融機関出納事務取扱手数料というのが予算書にあるわけですけど、ここでは143万円となっております。この143万円を具体的な金額として、同じ手数料として契約しようとしているのか。

その2点についてお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（山本有里君）

内田議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の指定金融機関であるJAから知多信に替わることの理由ということでございますが、公募型のプロポーザルをしておりますので、プロポーザルの結果として申し上げますと、知多信用金庫を指定金融機関に指定するメリットとしては3点ございます。

まず1点目は、公募型プロポーザルに参加した者の中で、事務取扱手数料が最も低額であったこと。2点目は、現在の指定金融機関では取扱いができない納付書についても取扱いが可能なこと。3点目、全体の業務について、取りまとめ店となる予定の豊浜支店のみでなく、本店公務部の支援が厚いことでございます。

次に、経費に関してでございます。

現在の金額とということではございますが、プロポーザルの結果でございまして、現在、知多信用金庫と協議をしております。派出所への派遣時間や、その派遣に係る経費

とそのほかの手数料について、少しでも町の負担が少なくなるように交渉してまいります。以上でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

取扱手数料は少し安くなるというような今表現がありましたけど、この143万円から具体的に安くなるというふうな、そのような今交渉の中身になっているのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（山本有里君）

具体的な金額を申し上げますと、143万円よりは高くなります。以上でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第71号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第72号 知多南部衛生組合同規約の変更について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第5、議案第72号 知多南部衛生組合同規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

[PDF 7 ページ]

それでは、議案第72号 知多南部衛生組合格約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

1の提案の理由ですが、ごみ処理の広域化に伴い、令和4年度以降、知多南部衛生組合のごみ焼却施設の解体を行います。これにより、経費の支弁の方法を変更する必要性が生じたことに伴い、知多南部衛生組合格約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2の提案の内容ですが、ごみ焼却施設に係る経費は、第8条第1項におきまして、公債費及び管理費で規定されておりますが、ごみ焼却施設を解体することにより、経費の支弁の割合の一つである処理量割が適用できなくなります。このため、ごみ焼却施設の解体に係る経費を、第8条第1項第4号の前3号以外の経費で支弁することとし、第8条第1項中「ごみ焼却施設、リサイクルプラザ」を「リサイクルプラザ」に改めるもので、第8条第1項関係であります。

3の施行期日は、令和4年4月1日からであります。

次ページ以降に新旧対照表をつけておりますので、併せて御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第72号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第73号 南知多町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第73号 南知多町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

[PDF13ページ]

それでは、議案第73号 南知多町森林環境譲与税基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

1の制定の理由です。森林環境譲与税を基金として積み立て、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定する必要があるからであります。

2の施行期日は、公布の日からであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番（内田 保君）

3点質問します。

森林環境譲与税の基金の創設については賛成するものでありますが、現況についてお聞きします。

この森林環境譲与税については、令和元年度から、国から既に納入されております。初年度は約81万円でしたかね、日間賀小学校の図工室に机をつくったということで報告

があったと思います。令和2年度は180万円ほど、令和3年度は80万円ほど納入されたかと思いますが、現状は、令和2年度、令和3年度のお金はどうなっているのか、これが1点目。

2点目ですが、令和6年から森林環境税が1人1,000円ずつ集められます。そのままこれが譲与税として市町村に入ってくるわけですが、日間賀小学校のように机に利用せず、そのまま入ってきたお金を基金に積み上げると、こういう理解でよろしいですか。

それから3点目です。この森林環境税は、パリ協定の枠組みの下で、とにかく森林を守ろうと、森林経営管理の方法として、その制定を踏まえて新たな財源として国がつくったわけですが、今、内海で問題となっている太陽光発電設置では、森林環境とは、保全とは逆行したことが起きております。例えば町の防災や景観の観点から、これは必要な山であると、そういうふうにしたときには、この基金を使って地権者から買い取ると、こういうような山の保護のために、町が山の購入費としてこの基金を使うことは可能であると考えているのか。

その3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの内田議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。令和元年度、2年度から既に譲与税として入ってきておる分については、その使い道はどうなっているのかという御質問でございます。

令和元年度は、81万円、決算書上では82万円でございますけれども、日間賀小学校の図工室の整備で机を購入しております。令和2年度につきましては、174万6,000円の譲与を受けておまして、これにつきましても学校の美術教室の机ですとか児童用の机、椅子を購入し、それぞれの小学校へ納入をしております。令和3年度につきましては、まだ納入がございませんので、予定が立っておりません。

そして、2点目の質問でございます。令和6年度から1,000円の住民税として徴収をされるということでございますが、その段階ではそのまま基金に積立てをいたしまして、その後学校の整備、公共施設の整備、森林の整備等に使っていきたいと考えております。

そして3点目の質問でございますけれども、今言われますようにパリ協定の中で温室

効果ガスの削減ですとか、そういったことを目的に国はこの制度を創設したものでございます。防災上の観点とか景観の観点から、町内に開発計画があるような森林を購入するかというようなことにつきましては、現時点ではそこまでは考えておりません。今後もしも必要性があれば、検討させていただくということになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第73号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第74号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、議案第74号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

〔PDF18ページ〕

それでは、議案第74号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を説明申し上げます。

1の改正の理由です。行政手続における負担を軽減し、利便性向上や手続の簡略化を図ることを目的に署名押印を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、宣誓書について、任命権者または任命権者の定める上級の公務員

の面前での署名押印を不要とし、任命権者へ提出に改めるもので、第2条及び別記様式関係であります。

3の施行期日は、公布の日からです。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

2点質問します。

1点目、宣誓書の提出は、署名捺印はなくなりましたが、ゴム印、署名、パソコンでもいいという理解でよろしいですか。

2点目、任命権者に提出するという、そういうことになっておりますけれど、直接町長に提出するという意味でよろしいですか。お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

内田議員の質問にお答えいたします。

1点目は、ゴム印、パソコン等で打ったものでもいいかということになりますが、署名ではなく記名ということですので、パソコン等で打ったものでも構わないというものであります。

2点目は、提出先が任命権者へということですが、宣誓書を任命権者へ直接提出せずに、そのまま、例えば総務課ですとか、そういった窓口のほうに提出していただければ、任命権者へ提出したということで受け付けるというものであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ここのいわゆる改正案では、宣誓書を任命権者に提出しなければならないと書いてありますね。なので、そうすると旧条例と変わらないような感じがするんですけど、直接出すということではないんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

旧の条例のほうですと、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前においてということ、面前において署名押印して提出をしてくださいということになっておりましたが、今回の改正によって、その面前というのが省略をいたしましたので、任命権者へ提出はするんですが、面前で直接任命権者へ提出するという必要がなくなったということであります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第74号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第75号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、議案第75号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

[PDF 22ページ]

それでは、議案第75号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1の改正の理由につきましては、令和4年1月1日に、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられますが、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性を鑑み、出産育児一時金等の支給総額については42万円を維持すべきとされたため、出産育児一時金の支給額及び加算額を変更するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、出産育児一時金の支給額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に引き上げ、加算額「1万6,000円」を「1万2,000円」に引き下げるもので、第5条関係であります。

3の施行期日は、令和4年1月1日であります。

また、経過措置としまして、施行日前の出産に係る出産育児一時金の額について、なお従前の例によるものであります。

次のページに新旧対照表を添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第75号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第76号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第9、議案第76号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

〔PDF 27ページ〕

それでは、議案第76号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1の改正の理由につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の国民健康保険税被保険者均等割額の軽減措置が講じられることとなったため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、未就学児の被保険者均等割額の軽減措置の追加をするもので、第23条第2項関係であります。

3の施行期日は、令和4年4月1日であります。

また、経過措置としまして、この条例による改正後の第23条の2の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

次ページ以降に新旧対照表を添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第76号の件については、文教厚生委員会に付託

することに決定いたしました。

日程第10 議案第77号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、議案第77号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

〔PDF40ページ〕

それでは、議案第77号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1の改正の理由は、南知多町立中学校再編実施計画に基づき、南知多町立内海中学校、南知多町立豊浜中学校、南知多町立師崎中学校及び南知多町立日間賀中学校を統合することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、名称を（仮称）南知多町立統合中学校とし、現在の南知多町立内海中学校の位置に設置するもので、別表関係でございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日から施行するものであります。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけていますので、御覧ください。

なお、各小・中学校の位置の表示につきまして、これまで大字までの表示だったものを字地番まで表示するように改めております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第77号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第78号 令和3年度南知多町一般会計補正予算(第10号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第11、議案第78号 令和3年度南知多町一般会計補正予算(第10号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中川昌一君)

[PDF42ページ]

議案第78号 令和3年度南知多町一般会計補正予算(第10号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億628万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,288万8,000円とするものであります。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容は、大きく分けると、人事異動などに伴います人件費と当面の行政運営上必要となりました人件費以外の経費の2つになります。

人件費につきましては、補正予算給与費明細書で御説明させていただき、科目ごとの説明は省略をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

[PDF64ページ]

まず歳出の人件費から御説明いたします。

44、45ページを御覧ください。

補正予算給与費明細書になります。

左ページの1. 特別職の表の一番下段にあります比較の欄の計を御覧ください。

共済費につきましては、掛金・負担金率の変更により、3万8,000円を減額するものであります。

次に、右のページを御覧ください。

一般職の給与費及び共済費の補正でございます。

(1)総括の表、比較の欄を御覧ください。

職員数につきましては、退職者の不補充により、補正前の当初予算見込みより1名の減となっております。

次に、給与費のうち、給料は958万1,000円の減額であります。これは、職員数の減や育児休業取得による給料の減などによるものであります。

職員手当の1,011万9,000円の減額は、下段の表に内訳がございますが、町議会議員選挙が無投票になったことなどによる時間外勤務手当の減及び職員異動などに伴う増減となっております。共済費につきましては138万1,000円の増額となっております。

〔PDF 65ページ〕

次のページをお願いいたします。

左の46ページは、総括の内訳として、会計年度任用職員以外の職員、右の47ページは会計年度任用職員の給与費等を分けて表したものでございます。

〔PDF 66ページ〕

次のページ、左48ページは、今回の補正の増減額の明細。

〔PDF 67ページ〕

右の49ページと、50ページは、補正後の給料及び職員手当の状況を表したものでございます。説明は省略をさせていただきます。

〔PDF 50ページ〕

次に、人件費以外の歳出の補正について御説明させていただきます。

戻りまして、16ページ、17ページでございます。

3. 歳出の下段の表になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、人事関係費は33万円の増額補正であります。これは、地方公務員の定年延長に伴い、関係する例規の洗い出しを今年度に行う必要があることから、例規整備等支援業務委託料を増額するものであります。

次のページを御覧ください。18ページ、19ページ。

こちらの上段の表になります。7目基金費は1億円の増額補正であります。これは、学校建設をはじめとした公共施設等の更新を見据え、計画的に積み立てる必要があることから増額をお願いするものでございます。

[P D F 53ページ]

次に、22ページ、23ページでございます。

こちらの中段の表でございます。3款民生費、1項社会福祉費、5目社会福祉医療費のうち、広域連合負担金は253万円の増額補正であります。これは、令和2年度市町村療養給付費負担金の額の確定に伴う愛知県後期高齢者医療広域連合負担金の精算金であります。

[P D F 54ページ]

次のページを御覧ください。24、25ページでございます。

こちらの中段の表になります。7目障害者福祉費は2,204万7,000円の増額補正であります。このうち、18節負担金、補助及び交付金は23万3,000円の増額補正で、これは地域活動支援センター事業を実施している特定非営利活動法人かもめ福祉会が令和3年4月から移転したことに伴い、移転先である旧河和南部公民館の光熱水費に係る経費の増加分を見込み、地域活動支援センター事業費補助金を増額するものであります。

19節扶助費は2,181万4,000円の増額補正で、これは障害者福祉サービス利用人数の増などによりまして、介護給付費、自立支援医療給付費などを増額するものであります。

次に、下段の表、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、児童手当等支給事業費は193万6,000円の増額補正であります。これは、令和4年10月支給分から、児童手当特例給付の対象者のうち、その所得の額が一定の額以上の者を支給対象外とすることに伴い、今年度中に児童手当システムの改修を行う必要があるため増額するものでございます。

[P D F 56ページ]

次に、28、29ページでございます。

上段の表になります。4款衛生費、1項保健衛生費、5目知多南部衛生組合費は1,287万4,000円の減額補正であります。これは、主に知多南部衛生組合の繰越金の精算により、分担金を減額するものであります。

[P D F 57ページ]

次に、30ページ、31ページでございます。

下段の表でございます。6款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費は109万4,000円の増額補正であります。これは、港整備交付金工事として実施する日間賀漁港内の浮棧橋新設工事において、工事発注後に海底調査を行ったところ、実際の海底地盤

高が想定した地盤高より深いことが判明いたしまして、沖側の係留チェーンを延伸する必要が生じたため、増額をするものであります。

〔PDF 59ページ〕

次に、34、35ページでございます。

こちらの下段の表になります。9款1項消防費、2目非常備消防費は236万8,000円の増額補正であります。これは、令和4年度愛知県消防操法大会に本町消防団が出場することに伴い、令和3年度から消防ポンプを購入するなどの準備を進めていく必要があるため、増額するものであります。

〔PDF 60ページ〕

次に、36、37ページでございます。

こちら上段の表をお願いいたします。3目消防施設費は90万円の財源更正であります。これは、今年度購入する消防団の小型動力ポンプ積載車の財源として地方債を見込んでいますが、当初予定していた地方債区分より有利な緊急防災減災事業債による借入れができる見込みとなったため、限度額を増額し、財源更正をするものでございます。

次に、下段の表、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費のうち、小学校再編事業費は173万6,000円の増額補正であります。これは、令和4年4月からの大井小学校、師崎小学校の統合に伴い、両校で使用していた校務支援システムの移設及び設定変更などを行う必要が生じたため、増額補正するものであります。

〔PDF 61ページ〕

次のページを御覧ください。38、39ページでございます。

中段の表になります。3項中学校費、1目学校管理費のうち、中学校再編事業費は8万9,000円の増額補正であります。これは、令和5年4月からの中学校再編に向けて、令和3年度から準備を進めていく必要があるため、南知多町中学校再編委員会の開催に係る経費を増額するものであります。

〔PDF 63ページ〕

次に、42、43ページでございます。

12款1項公債費、1目元金は500万8,000円の増額補正であります。これは、令和2年度に借入れを行った小・中学校情報通信ネットワーク整備事業におきまして、据置期間を考慮し、令和4年度からの元金償還を見込んでおりましたが、整備した設備の耐用年数が短いなどの理由により令和3年度から償還が始まるため、増額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

〔PDF 48ページ〕

戻りまして、12、13ページでございます。

2. 歳入であります。

10款1項1目地方交付税は4億4,220万1,000円の増額補正であります。これは、令和3年度分の普通交付税額の確定に伴いまして、当初予算計上額との差額分を追加計上するものであります。

次に、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は11万7,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました地域活動支援センターの光熱水費に係る経費に対する美浜町からの負担金であります。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,095万8,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました障害者福祉費の介護給付費などに対する国の負担分でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は193万6,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました児童手当等支給事業に対する補助金でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は547万9,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました障害者福祉費の介護給付費などに対する県の負担分でございます。

〔PDF 64ページ〕

次のページを御覧ください。14ページ、15ページでございます。

2項県補助金、6目消防費県補助金は78万9,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました消防ポンプなどの備品を購入することに対する補助金であります。

次に、19款1項1目繰越金は1,141万5,000円の増額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整でございます。

次に、21款1項町債、5目消防債は90万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました、消防団の小型動力ポンプ積載車の財源として、当初予定しておりました地方債区分より有利な緊急防災減災事業債による借入れができる見込みとなったため、限度額を増額するものであります。

次に、7目臨時財政対策債は3億6,750万8,000円の全額を減額補正するものでありま

す。これは、普通交付税額の増額補正に伴い、臨時財政対策債の借入れを行わないとしたため、減額するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

〔PDF 44ページ〕

戻りまして、5ページでございます。

第2表、地方債補正であります。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債の変更でございます。

消防施設整備事業債の限度額を500万円とし、臨時財政対策債の限度額をゼロ円とするものでございます。

〔PDF 68ページ〕

一般会計の地方債残高でございますが、少し飛びまして、51ページを御覧ください。

こちらが地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

表の一番下段の右側になりますが、令和3年度末現在高見込額は73億4,301万6,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしく願いをいたします。

〔 休憩 10時35分 〕

〔 再開 10時45分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、議会を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

人事関係で様々な動きがあるということは承知しておりますけど、気になった点だけ

ちょっと質問します。

まず1点目、歳入の町債で、先ほど説明がありましたけど、3億6,750万円が全額減額となっていると。これについては、コロナ関係の予算で、交付税措置が明確になったから減額という理解でいいのか。

2点目、議会の職員給与費が15万5,000円減額となっております。人数は変わっていないんですけど、なぜこれ15万5,000円が減額になっているのか。

3点目、人事関係の委託料で、定年延長に伴う、例規集の整備に係るお金だということを説明されましたけど、33万円もかかるんですか。

4点目、徴税費の職員給与費、職員手当のうち管理職手当だけが50万6,000円減額になっているんですよ。ほかは全く減額になっていなくて、この徴税費の職員給与費の職員手当の50万6,000円が、なぜここだけ減額なのか。

5点目、商工費の職員手当で、またこれも同じく住居手当が56万6,000円の減額となっているんです。これは大きいなと思ひまして、これはなぜそうなのかということ。

6点目、社会福祉総務費の職員給与費の住居手当、これも8万4,000円減額になっているんですね、ここだけ。

7点目、児童運営費の職員給与費が920万8,000円も減額しているんです。これは入所者が少ないから、職員を雇わなかったのか、なぜ920万8,000円も減額となっているのか。

7点、よろしくをお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの内田議員の質問の1点目についてお答えをさせていただきます。

今回、地方債、臨時財政対策債を借りなくなったことについての理由でございますけれども、先ほど副町長が提案理由の中で申し上げましたように、普通交付税の確定分が当初予算見込みよりも4億4,200万円ほど多く交付されることになりました。これによりまして、臨時財政対策債の借入れを行わなくても歳出の財源不足を補えるということになったということで、今回3億6,700万円の借入れを全て減額させてもらうということで、コロナの財源でこれが借入れをしなくなったということではなくて、交付税が増えたということが大きな理由というものでございます。

説明につきましては以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

3点目の人事関係費の委託料、定年延長に伴う例規整備等支援業務委託料が33万円かかるが、そんなにかかるのかということではありますが、今回は令和5年度末の定年退職者から定年退職年齢が60から65歳に段階的に引き上げられるということなんです、それに伴いまして、役職定年制ですとか、定年前の再任用短時間勤務職員制の導入など、様々な制度の改正が行われます。そちらの制度を実施するために条例とか規則などの例規の改正が必要となるものでありまして、内容といたしましては、制度検討のマニュアルの提供ですとか、影響のある例規の洗い出し、それからインターネットの利用による情報提供サイトの提供、そういったものが内容に含まれておりますので、こういった金額になっております。

それから、そのほか各項目ごとの手当、給料の内訳ということで御質問を受けたんですが、こちら個々にはそれぞれの理由があるはずなんです、大まかには職員の人事異動によりまして、当初、年度末に予定していた職員の手当ですとかそういったのが、人が替わるということで増減があるというのが主な内容なんです、個々の内容といえますとそれぞれ分析しないと答えることができないということで、この場ではちょっと回答ができない内容になっておるんですが、そういった答えでもよろしいでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

じゃあ、個別にお聞きしますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第78号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第79号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第12、議案第79号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

〔PDF 69ページ〕

それでは、議案第79号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,931万3,000円とするものであります。

〔PDF 72ページ〕

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、下段を御覧ください。

3. 歳出。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費につきましては77万8,000円の増額補正であります。これは、健康介護課職員の人事異動に伴い、人件費を増額するものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。

同じページ、上段を御覧ください。

2. 歳入。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては77万8,000円の増額補正であります。これは、歳出に対する歳入の財源調整であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第79号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第80号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第13、議案第80号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

〔PDF76ページ〕

それでは、議案第80号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億302万5,000円とするものであります。

〔PDF79ページ〕

次に、補正をお願いする内容であります。

まず歳出より御説明を申し上げます。

補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

2段目の3. 歳出。

2款施設管理費、1項施設管理費、1目維持管理費は103万4,000円の増額補正であります。これは、浄化センター汚泥処理内の汚泥濃度が高くなり、処理施設に悪影響を及ぼすおそれが生じたため、処理槽の汚泥引き抜き回数を増やすための汚泥搬出委託料を増額するものであります。

次に、歳入であります。

上段の2. 歳入を御覧ください。

5款繰入金、1項繰入金、2目基金繰入金は103万4,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました汚泥搬出委託料の財源として、基金からの繰入金を増額補正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第80号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第81号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算
（第1号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第14、議案第81号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

〔PDF80ページ〕

それでは、議案第81号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,943万5,000円とするものであります。

〔PDF83ページ〕

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から御説明いたします。補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

2段目の3. 歳出。

2款施設管理費、1項施設管理費、1目維持管理費は973万5,000円の増額補正であります。これは、師崎港立体駐車場南側2階部分において、風雨等による天井部材の腐食が著しいことから、塗装修繕を行うものであります。

次に、歳入の説明をいたしますので、上段の2. 歳入を御覧ください。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金は、今回の駐車場塗装修繕工事の財源として、歳出と同額を基金から繰り入れるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1点、質問します。

施設管理費973万円で塗装修繕工事をやると。恐らく入札されると思いますけど、5者以上は想定しておりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

規定では5者以上となっておりますので、5者以上は想定をさせていただいております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第81号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第82号 令和3年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第15、議案第82号 令和3年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

〔PDF84ページ〕

それでは、議案第82号 令和3年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として、1款水道事業費用を23万2,000円減額し、その総額を7億958万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額「1億4,527万2,000円」を「1億4,029万9,000円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,083万1,000円、建設改良積立金1億3,444万1,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,083万円、建設改良積立金1億2,946万9,000円」に改めるものであります。

また、支出として、第1款資本的支出を497万3,000円減額し、その総額を2億9,650万2,000円とするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第4条は、予算第6条に定めた職員給与費を520万6,000円減額し、その総額を5,501万8,000円とするものであります。

今回の補正は、人事異動に伴い、減額補正するものであります。

〔PDF87ページ〕

次に、補正予算書の6ページを御覧ください。

補正予算給与費明細書であります。

1. 総括の下段、比較の合計を御覧ください。

給与費445万4,000円、法定福利費75万2,000円、合計520万6,000円の減額をするものであります。

〔PDF88ページ〕

次に、補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

今回の補正に伴う給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況を表したものでございます。説明は省略させていただきます。

〔PDF92ページ〕

次に、補正予算書の16ページ、17ページを御覧ください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の支出として、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費は1万7,000円の減額、同項第3目総係費は21万6,000円の減額、及び第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税は1,000円の増額を補正するものであります。

〔PDF93ページ〕

次に、補正予算書の18ページ、19ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の支出として、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配

水設備新設改良費は497万3,000円を減額補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第82号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 請願第5号 「年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第16、請願第5号 「年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第5号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

〔 散会 11時08分 〕